

## 入札参加資格承継審査取扱要領

(趣旨及び用語の定義)

第1条 建設工事、業務委託、物件供給等に係る入札参加資格の承継審査の取扱いについては、本要領によるものとし、本要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格とは、建設工事、業務委託、物件供給等に係る入札参加資格のことをいう。
- (2) 承継とは、入札参加資格の認定を受けている者が当該認定を受けている入札参加資格の内容を変更せずに、他の者に承継させることをいう。
- (3) 資格要件とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により入札参加資格に関し定めた入札参加に必要な要件のことをいう。
- (4) 承継人とは、入札参加資格の承継を受けようとする者のことをいう。
- (5) 被承継人とは、承継人に対し入札参加資格を承継させる者のことをいう。

(承継承認の基本的要件)

第2条 入札参加資格の承継は、原則として次の各号すべてに該当する場合にのみ承認するものとする。

- (1) 当該承継を希望する入札参加資格に係る営業の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること。
- (2) 承継の承認を申請する時点において、承継人が当該承継を希望する入札参加資格に係る資格要件を満たしていること。
- (3) 当該承継を希望する入札参加資格の資格要件について、法令の

規定による許可又は登録（以下「許可等」という。）を受けていることが条件である場合には、営業の移転に際し、当該入札参加資格の被承継人の許可等の効力がなくなる以前において承継人が当該許可等を受けていること。

（承継を認める場合の例示）

第3条 承継を認める場合としては、次の各号に掲げる場合が該当する。ただし、前条の基本的要件にすべて該当する場合に限る。

- (1) 入札参加資格を有する者が営業譲渡により、その営業を一体として譲渡し、当該営業を譲受した者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) 入札参加資格を有する会社が合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (3) 入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産のすべてを相続した相続人が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (4) 入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産のすべてを提供して設立した会社が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (5) 上記各号のいずれかに類する場合

（承継を認めない場合の例示）

第4条 次の各号に掲げる場合は、第2条の基本的要件に該当しないものとして、承継は認められない。

- (1) 例えば、建設業において、土木一式工事と建築一式工事を併業する者から、土木一式工事の営業のみを譲受された場合で、土木一式工事の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- (2) いわゆる「暖簾分け」により入札参加資格の地位を承継しようとする場合

(3) その他上記各号のいずれかに類する場合

(承継の申請手続き)

第5条 入札参加資格の承継を申請しようとする被承継人及び承継人は、次の第1号から第3号に掲げる書類に第4号から第7号までに掲げる場合に応じた書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格承継承認申請書（別記第1号様式）
- (2) 承継を受けようとする入札参加資格に係る承継人の資格審査申請書（以下の各号までに掲げる書類と重複する場合を除き、添付すべき書類を含む。）
- (3) 承継を希望する入札参加資格の一部（建設工事の場合は業種ごと、測量及び建設コンサルタント等業務の場合は部門ごと）について、承継人が資格要件を満たさないものがある場合は、当該資格の一部に係る廃業等の届出書
- (4) 第3条第1号に該当する場合（譲受人を甲、譲渡人を乙とする。）
  - ア 営業譲渡契約書の写し
  - イ 営業譲渡契約を承認決議した株主総会の議事録の写し（甲及び乙）
  - ウ 定款（甲のみ）
  - エ 公正取引委員会届出受理書の写し（甲及び乙（届出が必要な場合に限る。））
  - オ 承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書（甲のみ）
  - カ 商業登記簿謄本（甲のみ）
  - キ 代表者の印鑑証明書（甲のみ）
  - ク 許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写し等、承継に係る営業を廃止したことを証するもの（乙のみ）
  - ケ 建設工事の場合は、乙の直近の経営事項審査結果通知書の写し又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - コ 測量及び建設コンサルタント等業務の場合は、乙の直近の決

算書の写し

(5) 第3条第2号に該当する場合（存続会社を甲、被存続会社を乙とする。）

ア 合併契約書の写し

イ 合併契約を承認決議した株主総会の議事録の写し（甲及び乙）

ウ 変更後の定款（甲のみ）

エ 公正取引委員会届出受理書の写し（甲及び乙（届出が必要な場合に限る。））

オ 承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書（甲のみ）

カ 合併後の商業登記簿謄本（甲のみ）

キ 合併後の印鑑証明書（甲のみ）

ク 許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写し等承継に係る営業を廃止したことを証するもの（乙のみ）

ケ 建設工事の場合は、乙の直近の経営事項審査結果通知書の写し又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

コ 測量及び建設コンサルタント等業務の場合は、乙の直近の決算書の写し

(6) 第3条第3号に該当する場合（相続人を甲、被相続人を乙とする。）

ア 戸籍謄本（甲及び乙）

イ 引継直前日（前事業主の死亡日）までの仮決算書（乙のみ）

ウ 引継時の貸借対照表（甲のみ）

エ 相続人の同意書（営業権の相続同意）

オ 承継を希望する業務に関する登録証明書（甲のみ）

カ 登録取消通知書の写し又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの（乙のみ）

(7) 第3条第4号に該当する場合（新設法人を甲、廃業する個人を乙とする。）

ア 移転財産に関する引継書の写し

- イ 法人設立直前日までの前事業主の仮決算書（乙のみ）
- ウ 法人開始時の貸借対照表（甲のみ）
- エ 承継を希望する業務に関する登録証明書（甲のみ）
- オ 商業登記簿謄本（甲のみ）
- カ 定款（甲のみ）
- キ 印鑑証明書（甲のみ）
- ク 登録取消通知書の写し又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの（乙のみ）

（承継の承認）

第6条 前条の入札参加資格承継承認申請書の提出があったときは、内容を審査し適正であると判断された場合には、別記第2号様式により承継人に承継を承認した旨を通知するものとする。

2 前項の審査に当たっては、必要に応じ営業の移転に至った理由・経緯等について説明を求め、また、確認資料の提出を求めるものとする。

（適格者名簿上の取扱い）

第7条 入札参加資格の承継承認後は、入札参加適格者名簿に所要の変更を行う。この場合において点数による格付けのある者については、格付けの再審査を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条）

（受付番号 工事 ）

（受付番号 物件 ）

（受付番号 委託 ）

工 事	物 件	委 託
-----	-----	-----

## 入札参加資格承継審査申請書

年 月 日

浦安市長様

住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

社印

この度、下記のとおり営業の一切を承継し、一般競争入札及び指名競争入札に参加したいので、資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1	被承継人の住所及び氏名	
2	承継人の許可（登録）番号	
3	承継した営業の種類	
4	承継年月日	年 月 日
5	承継の理由	
6	指名通知等を受ける事務所の名称、 所在地及び電話番号	

浦 契 第 号

年 月 日

# 入札参加資格承継審査結果通知書

様

浦安市長

印

年度入札参加資格の承継について下記のとおり承認します。

記

- 登録業種       建設工事    (    )  
                    業務委託    (    )  
                    物品供給等 (    )

区分 項目	資格を有する会社	資格を承継する会社
商号又は名称		
所在地		
代表者		

[問い合わせ]

浦安市役所財務部契約管財課契約班

電話      0 4 7 ( 3 5 1 ) 1 1 1 1

F A X    0 4 7 ( 3 5 5 ) 2 6 0 2